青森市職員の育児休業等に関する条例(平成十七年条例第四十八号)

新旧対照表

新旧 对照表							
改正後	改正前						
第一条 (略)	第一条(略)						
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)						
第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定め	第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定め						
る職員は、次に掲げる職員とする。	る職員は、次に掲げる職員とする。						
一~二 (略)	一~二 (略)						
三 育児休業法第六条第一項の規定により任	(新設)						
期を定めて採用された職員							
四 次のいずれかに該当する非常勤職員以外	(新設)						
の非常勤職員							
<u>イ</u> 次のいずれにも該当する非常勤職員							
(1) その養育する子(育児休業法第二条							
第一項に規定する子をいう。以下同							
じ。)が一歳六か月に達する日(以下							
「一歳六か月到達日」という。)(第							
二条の四に規定にする場合に該当する							
場合にあっては、二歳に到達する日)							
までに、その任期(任期が更新される							
場合にあっては、更新後のもの)が満							
<u>了すること及び任命権者を同じくする</u>							
職(以下「特定職」という。)に引き							
続き採用されないことが明らかでない							
非常勤職員							
(2) 勤務日の日数を考慮して規則で定め							
<u>る非常勤職員</u>							
<u>ロ</u> 第二条の三第三号に掲げる場合に該当							
する非常勤職員(その養育する子が一歳							
に達する日(以下「一歳到達日」とい							
う。)(当該子について当該非常勤職員が							
する育児休業の期間の末日とされた日が							
当該子の一歳到達日後である場合にあっ							
ては、当該末日とされた日)において育							
<u>児休業をしている非常勤職員に限る。)</u>							
<u>ハ</u> その任期の末日を育児休業の期間の末							
	1						

日とする育児休業をしている非常勤職員

改正後 改正前 であって、当該育児休業に係る子につい て、当該任期が更新され、又は当該任期 の満了後に特定職に引き続き採用される ことに伴い、当該任期の末日の翌日又は 当該引き続き採用される日を育児休業の 期間の初日とする育児休業をしようとす るもの 第二条の二(略) 第二条の二 (略) (育児休業法第二条第一項の条例で定める日) (新設) 第二条の三 育児休業法第二条第一項の条例で 定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に 応じ、当該各号に定める日とする。 一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の一歳到達日 二 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事 実上婚姻関係と同様の事情にある者を含 む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育 する子の一歳到達日以前のいずれかの日に おいて当該子を養育するために育児休業法 その他の法律の規定による育児休業(以下 「配偶者育児休業」という。)をしている 場合において当該非常勤職員が当該子につ いて育児休業をしようとする場合(当該育 児休業の期間の初日とされた日が当該子の 一歳到達日の翌日後である場合又は当該配 偶者育児休業の期間の初日前である場合を 除く。) 当該子が一歳二か月に達する日 (当該日が当該育児休業の期間の初日とさ

れた日から起算して育児休業等可能日数 (当該子の出生の日から当該子の一歳到達 日までの日数をいう。)から育児休業等取 得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤 職員が労働基準法(昭和二十二年法律第四 十九号)第六十五条の規定により勤務しな かった日数と当該子について育児休業をし た日数を合算した日数をいう。)を差し引 <u>いた日数を経過する日より後の日であると</u> きは、当該経過する日)

- 三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を 養育するため、非常勤職員が当該子の一歳 到達日(当該子を養育する非常勤職員が前 号に掲げる場合に該当してする育児休業又 は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる 場合若しくはこれに相当する場合に該当し てする配偶者育児休業の期間の末日とされ た日が当該子の一歳到達日後である場合に あっては、当該末日とされた日(当該育児 休業の期間の末日とされた日と当該配偶者 育児休業の期間の末日とされた日が異なる ときは、そのいずれかの日))の翌日(当該 子の一歳到達日後の期間においてこの号に 掲げる場合に該当してその任期の末日を育 児休業の期間の末日とする育児休業をして いる非常勤職員であって、当該任期が更新 され、又は当該任期の満了後に特定職に引 き続き採用されるものにあっては、当該任 期の末日の翌日又は当該引き続き採用され る日)を育児休業の期間の初日とする育児 休業をしようとする場合であって、次に掲 げる場合のいずれにも該当するとき 当該 子の一歳六か月到達日
 - イ 当該子について、当該非常勤職員が 当該子の一歳到達日(当該非常勤職員が する育児休業の期間の末日とされた日 が当該子の一歳到達日後である場合に あっては、当該末日とされた日)におい て育児休業をしている場合又は当該非 常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達 日(当該配偶者がする配偶者育児休業の 期間の末日とされた日が当該子の一歳 到達日後である場合にあっては、当該 末日とされた日)において配偶者育児休業をしている場合

改正後 改正前 ロ 当該子の一歳到達日後の期間につい て育児休業をすることが継続的な勤務 のために特に必要と認められる場合と して規則で定める場合に該当する場合 (育児休業法第二条第一項の条例で定める場 (新設) 合) 第二条の四 育児休業法第二条第一項の条例で 定める場合は、一歳六か月から二歳に達する までの子を養育するため、非常勤職員が当該 子の一歳六か月到達日の翌日(当該子の一歳 六か月到達日後の期間においてこの条に規定 する場合に該当してその任期の末日を育児休 業の期間の末日とする育児休業をしている非 常勤職員であって、当該任期が更新され、又 は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用 されるものにあっては、当該任期の末日の翌 日又は当該引き続き採用される日)を育児休 業の期間の初日とする育児休業をしようとす る場合であって、次に掲げる場合のいずれに も該当するときとする。 一 当該子について、当該非常勤職員が当該 子の一歳六か月到達日において育児休業を している場合又は当該非常勤職員の配偶者 が当該子の一歳六か月到達日において配偶 者育児休業をしている場合 二 当該子の一歳六か月到達日後の期間につ いて育児休業をすることが継続的な勤務の ために特に必要と認められる場合として規 則で定める場合に該当する場合 (育児休業法第二条第一項ただし書の人事院 (育児休業法第二条第一項ただし書の人事院 規則で定める期間を基準として条例で定める期 規則で定める期間を基準として条例で定める期 間) 間) 第二条の五 育児休業法第二条第一項ただし書 第二条の三 育児休業法第二条第一項ただし書

の人事院規則で定める期間を基準として条例

で定める期間は、五十七日間とする。

の人事院規則で定める期間を基準として条例

で定める期間は、五十七日間とする。

改正後

(育児休業法第二条第一項ただし書の条例で 定める特別の事情)

第三条 育児休業法第二条第一項ただし書の条 例で定める特別の事情は、次に掲げる事情と する

一~六(略)

- <u>七</u> 第二条の三第三号に掲げる場合又は第二 条の四に規定する場合に該当すること。
- 八 その任期の末日を育児休業の期間の末日 とする育児休業をしている非常勤職員が、 当該育児休業に係る子について、当該任期 が更新され、又は当該任期の満了後に特定 職に引き続き採用されることに伴い、当該 任期の末日の翌日又は当該引き続き採用さ れる日を育児休業の期間の初日とする育児 休業をしようとすること。

第四条~第十八条(略)

(育児短時間勤務職員についての一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の特例)

第十九条 育児短時間勤務職員についての一般 職の任期付研究員の採用等に関する条例(平 成十七年青森市条例第四十号)の規定の適用 については、次の表の上欄に掲げる同条例の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ 同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条第 決定する 決定するものとし、その者 五項 の給料月額は、その者の受 ける号給に応じた額に、青 森市職員の勤務時間、休暇 等に関する条例(平成十七 年青森市条例第四十七号。 以下「勤務時間条例」とい う。)第二条第二項の規定 により定められた時間を同 条第一項に規定する勤務時

改正前

(育児休業法第二条第一項ただし書の条例で 定める特別の事情)

第三条 育児休業法第二条第一項ただし書の条 例で定める特別の事情は、次に掲げる事情と する

一~六(略)

(新設)

(新設)

第四条~第十八条(略)

(育児短時間勤務職員についての一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の特例)

第十九条 育児短時間勤務職員についての一般 職の任期付研究員の採用等に関する条例(平 成十七年青森市条例第四十号)の規定の適用 については、次の表の上欄に掲げる同条例の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ 同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条第 決定する 決定するものとし、その者 五項 の給料月額は、その者の受 ける号給に応じた額に、青 森市職員の勤務時間、休暇 等に関する条例(平成十七 年青森市条例第四十七号。 以下「勤務時間条例」とい う。)第二条第二項の規定 により定められた時間を同 条第一項に規定する勤務時

改正後			改正前		
		間で除した数(以下「算出			間で除した数(以下「算出
		率」という。) を乗じて得			率」という。)を乗じて得
		た額とする			た額とする
第五条第	限る。)	限る。)に算出率を乗じて	第五条第	限る。)	限る。)に算出率を乗じて
六項		得た額	六項		得た額
	八号俸の	八号俸の額に算出率を乗じ		八号棒の	八号棒の額に算出率を乗じ
	額とする	て得た額とする		額とする	て得た額とする
第七条第	青森市職	勤務時間条例	第七条第	青森市職	勤務時間条例
一項	員の勤務		一項	員の勤務	
	時間、休			時間、休	
	暇等に関			暇等に関	
	する条例			する条例	
	(平成十			(平成十	
	七年青森			七年青森	
	市条例第			市条例第	
	四十七			四十七	
	号。以下			号。以下	
	「勤務時			「勤務時	
	間条例」			間条例」	
	とい			とい	
	う。)			う。)	

第二十条(略)

(部分休業をすることができない職員)

第二十一条 育児休業法第十九条第一項の条例 で定める職員は、次に掲げる

- ___職員とする。
- 一 <u>育児休業法第十七条の規定による短時間</u> <u>勤務をしている職員</u>
- 二 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間 を考慮して規則で定める非常勤職員以外の 非常勤職員(地方公務員法第二十八条の五 第一項に規定する短時間勤務の職を占める 職員(以下「再任用短時間勤務職員等」と いう。)を除く。)

第二十条 (略)

(部分休業をすることができない職員)

第二十一条 育児休業法第十九条第一項の条例 で定める職員は、<u>育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている</u>職員とする。

(新設)

(新設)

改正後

(部分休業の承認)

2 労働基準法

- 第二十二条 部分休業(育児休業法第十九条第 一項に規定する部分休業をいう。以下同 じ。)の承認は、正規の勤務時間<u>(非常勤職</u> 員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下同 じ。)にあっては、当該非常勤職員について 定められた勤務時間)の始め又は終わりにお いて、三十分を単位として行うものとする。
- 第六十七条の規定による育児時間又は青森市 職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十六 条の二第一項の介護時間を承認されている職 員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業
 - 員<u>(非常勤職員を除く。)</u>に対する部分休業 の承認については、一日につき二時間から当 該育児時間及び当該介護時間の時間を減じた 時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法第六十七条第一項の育児時間又は勤務時間条例第十六条の二第一項の介護時間を承認されている場合にあっては、当該五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該育児時間及び当該介護時間の時間を減じた時間を超えない範囲内で、行うものとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第二十三条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、青森市職員の給与に関する条例第十九条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。

改正前

(部分休業の承認)

第二十二条 部分休業(育児休業法第十九条第 一項に規定する部分休業をいう。以下同 じ。)の承認は、正規の勤務時間

______の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。

2 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号) 第六十七条の規定による育児時間又は青森市 職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十六 条の二第一項の介護時間を承認されている職 員 に対する部分休業 の承認については、一日につき二時間から当 該育児時間及び当該介護時間の時間を減じた 時間を超えない範囲内で行うものとする。 (新設)

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第二十三条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、青森市職員の給与に関する条例第十九条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。

改正後	改正前
2 部分休業をしている非常勤職員の給与につ	(新設)
いては、前項の規定の適用を受ける職員との	
権衡を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定	
<u>める。</u>	
第二十四条(略)	第二十四条(略)
(妊娠又は出産等についての申出があった場合	(新設)
における措置等)	
第二十五条 任命権者は、職員が当該任命権者	
に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、	
又は出産したことその他これに準ずる事実を	
申し出たときは、当該職員に対して、育児休	
業に関する制度その他の事項を知らせるとと	
もに、育児休業の承認の請求に係る当該職員	
の意向を確認するための面談その他の措置を	
講じなければならない。	
2 任命権者は、職員が前項の規定による申出を	
したことを理由として、当該職員が不利益な取	
<u>扱いを受けることがないようにしなければなら</u>	
<u>ない。</u>	
(40 Zerom (de o 46 (46) - 88) - 88 (44)	(der = D)
(勤務環境の整備に関する措置)	(新設)
第二十六条 任命権者は、育児休業の承認の請	
求が円滑に行われるようにするため、次に掲しては、	
げる措置を講じなければならない。	
<u>一</u> 職員に対する育児休業に係る研修の実	
二 育児休業に関する相談体制の整備	
三 その他育児休業に係る勤務環境の整備に	
<u>関する措置</u>	
(委任)	(委任)
第二十七条 この条例の施行に関し必要な事項	(安住) 第二十五条 この条例の施行に関し必要な事項
第 <u>一十七</u> 米 この米例の施打に関し必要な事項 は、市長が別に定める。	<u>第一Ⅰ並</u> 朱 この未例の施打に関し必要な事項 は、市長が別に定める。
(よ、川文がか)(にため)の。	です。口文がかいてためか。